

認証保育所の運営事業者による施設運営費の不正受給について

認証保育所の運営法人が施設での勤務実態のない法人本部職員を保育施設に在籍していると思わせるため、帳票類に不実記載を行い運営費補助金を不正受給していたことが判明した。

そのため、当該法人に対して当該運営費補助金の一部を返還させることを決定したので、報告する。

1 事業者名等

- (1) 事業者名 株式会社グローバルキッズ
- (2) 代表者 代表取締役社長 中正 雄一
- (3) 所在地 千代田区富士見二丁目14番36号

2 対象施設名等

- (1) 対象施設名 認証保育所グローバルキッズ中野新橋園
- (2) 所在地 中野区弥生町二丁目11番5号

3 経緯

- 令和3年7月21日 豊島区の実地検査において、施設職員名簿のうち3名の出勤状況が確認できず、施設勤務の実態について疑義が生じる。
- 令和4年1月14日 東京都と豊島区が合同で特別指導検査を行った結果、3名が本部職員であり施設勤務の実態がなかったことが判明した。
- 1月31日 東京都が当該法人の運営する都内103の保育施設の特別指導検査及び特別立ち入り調査を実施した。
- 2月28日 東京都が関係自治体に施設職員の名簿と重複するデータ等の調査を依頼
- 4月27日 東京都が関係自治体への説明会を開催
- 5月30日 認可保育所10施設及び認証保育所5施設において不正が確定し、東京都が特別指導検査の結果を当該法人に通知
- 6月15日 当該法人が東京都へ改善状況報告書を提出
- 8月1日 中野区が当該法人へ返還請求を通知

4 返還請求額等

(1) 返還請求額 755,439円

(2) 根拠等

平成27年4月及び5月については、保育サービスは提供されているものの、職員配置基準5名のうち1名は職員名簿に記載された常勤保育士（有資格者）が配置されていなかった。

そのため、「東京都認証保育所事業実施要綱」に基づき、支給した運営費補助金のうち基礎分（保育サービス提供分）3分の1を除き、職員配置分3分の2のうち1名分相当を返還額として算定した。

5 再発防止に向けた取組

当該法人に対する個別指導に加え、区内全ての保育事業者に対して本件事例について周知するとともに、適切な保育所運営について注意喚起を行う。また、保育所の適正な運営・保育の質を確保するため、引き続き指導検査を徹底する。